

市長		副市長		建設部長		財政課長		主管課長		課長補佐		検査者		設計者	
工事場所	富谷市 市内一円 地内														
令和8年度 富谷市マンホールポンプ場電気設備改築工事															
一 金 円也 工 費 円 内消費税相当額 円											起 工 事 由				
											施 工 方 法 其 他				
工 期	契約締結日の翌日から 令和8年12月25日														
計 画 構 造 仕 様 概 要															
マンホールポンプ場 電気設備改築															
富谷マンホールポンプ場				クラウド監視装置				N=1台							
原下マンホールポンプ場				クラウド監視装置				N=1台							
坂ノ下マンホールポンプ場				クラウド監視装置				N=1台							
鷹乃杜第1汚水中継ポンプ場				クラウド監視装置				N=1台							
鷹乃杜第2汚水中継ポンプ場				クラウド監視装置				N=1台							

令和8年度 富谷市マンホールポンプ場電気設備改築工事

特記仕様書

富谷市

令和8年 5月

目 次

第1章 総則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 一般事項
- 1-3 適用規格
- 1-4 提出書類
- 1-5 保証期間
- 1-6 機器納入
- 1-7 検査

第2章 電気設備

- 2-1 共通事項
- 2-2 ポンプ制御盤
- 2-3 データ通信装置
- 2-4 水位計

第3章 据付工事

- 3-1 一般事項
- 3-2 機械設備工事
- 3-3 電気設備工事

第1章 総 則

1-1 適用範囲

本仕様書は、「令和8年度 富谷市マンホールポンプ場電気設備改築工事」に適用する。

1-2 一般事項

- 1) 機器は、本仕様書に示された仕様条件に対して十分性能な性能を持ち、耐久性、維持管理、安全性を考慮した構造とし、運転が確実に操作の容易なものでなければならない。
- 2) 機器の設計、製作にあたっては添付図面、及び本仕様書によるものとする。
- 3) 施工は汚水流入状態で行なうため、施工計画・作業手順・仮設機器の準備等入念な事前調査を基に工事計画を立案するものとする。また、施工にあたっては監督員と十分に協議するものとする。

1-3 適用規格

本工事の施工にあたっては、下記の規格、規則等に準拠すること。

- 1) 日本工業規格(JIS)
- 2) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- 3) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- 4) その他関連の法規

1-4 提出書類

- 1) 提出書類は主要寸法、材質、数量、重量及びその他の必要な事項を記入した外形図、構造図、据付図、電気結線図及びその他の必要な図面を必要部数提出すること。
- 2) 提出図書に訂正があれば、その部分を明示した図面・仕様書等を前記要領で再提出すること。

1-5 保証期間

- 1) 機器の保証期間は規定による引渡し完了後1ヶ年とする。
- 2) 保証期間内に明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が発生した場合は、製作者の責任において直ちに修理また取替えを行うこと。

1-6 機器納入

- 1) 工場検査に合格した機器類は、送り状をつけ現場へ順序よく搬入すること。
- 2) 機器は損傷等のないように運搬には十分注意すること。

1-7 検査

- 1) 機器は製作完了後に製作工場にて性能試験等の各種試験を行うこと。
- 2) 工事完了後、現場にてデーター通信試験等を行うこと。

第2章 電気設備

2-1 共通事項

2-1-1 一般事項

- 1) 機器の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- 2) 管理項目は発注図面を参照し、納入図書において決定する。
- 3) 異常通報および機場状態等は、Webを利用したクラウド型監視システムによりデータを監視閲覧できるものとする。
- 4) 停電時は内蔵バッテリーにより通信が可能なこと。

2-2 ポンプ制御盤

- 1) 制御盤は既設流用とする。
- 2) 管理項目の追加等により、制御盤の改造が必要になった場合の費用は別途協議とする。

2-3 通報装置

※ 現在運用中の一元監視システムに組み込み可能な機器とし、クラウド監視画面に今回の機場を追加するものとする。

- 1) 方 式 クラウド型インターネット監視システム/KSIS MU-1000SE
- 2) 寸 法 W260×H180×D88.5程度
- 3) サーバー 全国東西2拠点以上とし、災害被災時のデータバックアップ管理が可能なこと。
- 4) 機 能 各種警報、各種データの蓄積機能、運転帳票、機場の状態監視等
Webにて各種データを閲覧・ダウンロードするものとする。
- 5) 適用回線 NTTドコモ/LTE4G回線
- 6) 通報方法 Eメール 16箇所
- 7) 監視項目 ポンプの詳細故障、異常高水位、停電、水位トレンド、運転状況、故障履歴等
- 8) 停電補償 7時間以上
- 9) データ蓄積 ・CF内にCSVファイルとして記録
・データセンターにて日報・月報・年報を20年間保管

2-4 水位計

- 1) 水位計は既設流用とする。
- 2) 水位トレンドの情報取得のため制御盤の改造が必要になった場合の費用は別途協議とする。

第3章 設置工事

3-1 一般事項

- 1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき関係法令・規定等に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- 2) 工事のため、現場内に仮設物を設ける必要のある場合は、あらかじめ監督員の許可を受けるものとする。
- 3) 本工事施工にあたって、官公署等に対して必要な諸手続きはその費用と共に請負人の負担とする。

3-2 機械設備工事

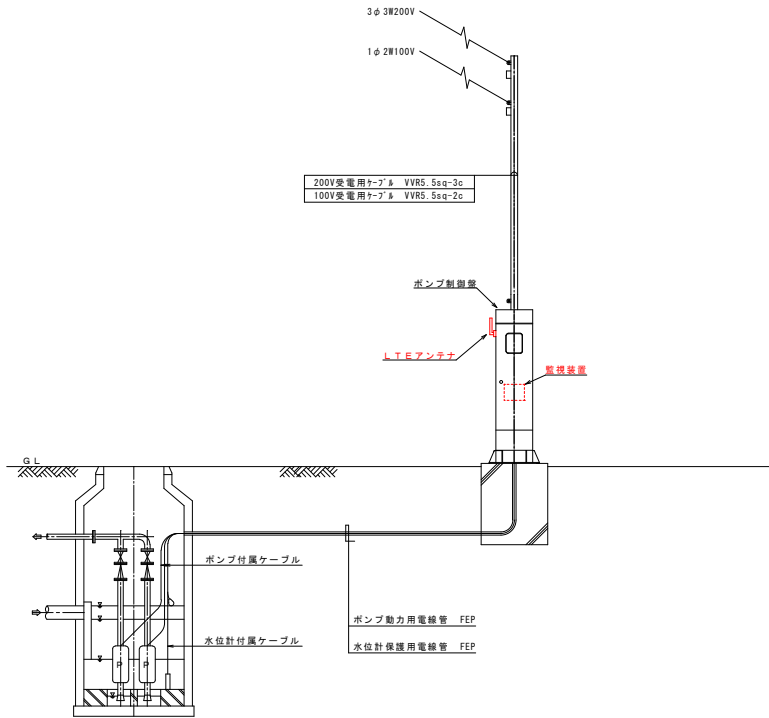
- 1) 機械設備は既設流用のため、今回対象外とする。

3-3 電気工事

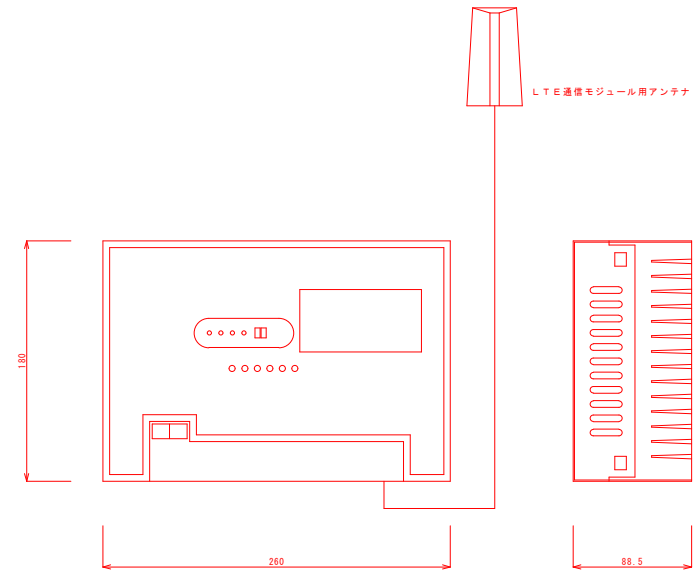
- 1) 工事は承諾図書に従って施工し、誤配線・感電事故等に十分注意すること。
- 2) 機器の取付け位置等は、事前に監督員と十分に協議するものとする。
- 3) 更新作業中は異常通報が出来ないため、ポンプ故障等の発生状況を常に監視し、一日の終業時には通報機能を有効にできる工程を立案すること。
- 4) 通報先の設定方法、システムの操作方法等については説明会を実施すること。

監視装置更新図（富谷・原下・鷹乃杜第1・鷹乃杜第2MP）

配線図 S=1:40

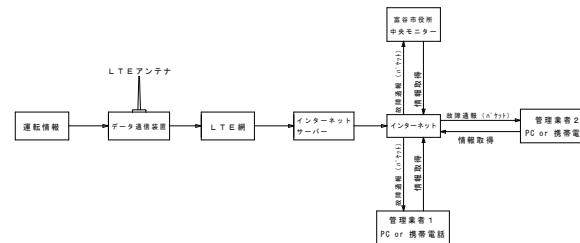


監視装置外形図



監視装置

※既設インターネット閲覧機能に本機場を増設とする

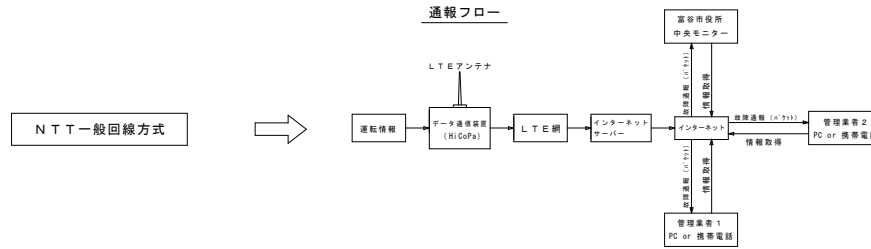


注) 朱書き部を施工範囲とする。

令和8年度	図番	業
群馬県水防課 富谷川		
工事名	令和8年度 富谷市マンホールポンプ場電気設備改善工事	
位置		
監視装置更新図		1/1 業
縮尺	図示	富谷市

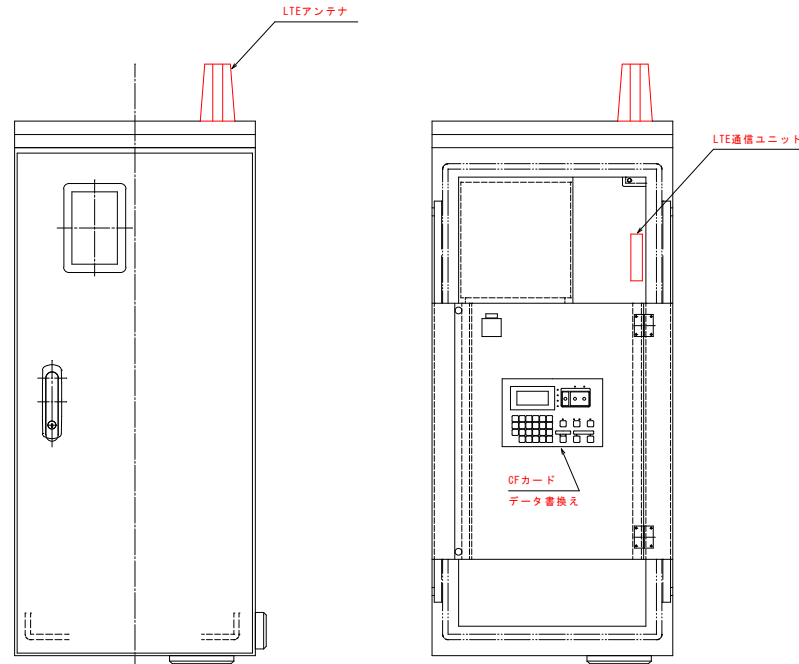
監視装置更新図（坂ノ下MP）

※既設インターネット閲覧機能に本機場を増設とする



ポンプ制御盤（コンパクト型/HiCoPa）

※監視装置内蔵型



注) 朱書き部を施工範囲とする。

令和 8 年度	図番	業
路線名又は 河川名		
工事名	令和 8 年度 富谷市マンホールポンプ場 電気設備改善工事	
位置		
監視装置更新図		1 / 1 業
縮尺	図示	富 谷 市